<u> </u>	10	号様式	(左1=	夕田(な)
坩	10	万惊式	(井 1)	宋 全 余

1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		
1		

令和6年度ねりっこ学童クラブ・ねりっこプラス保育料免除申請書

練馬区教育委員会教育長 殿

下記のとおり、ねりっこ学童クラブ・ねりっこプラス保育料の免除を申請します。申請に当たり、審査に 必要とする区が保有する個人情報の利用に同意します。

申請日 (書類の提出日)		令和	年	月	日					
	住所	練馬区								
∤ ₽	7Jh*† 氏名	父				<u>च</u>				
保護者	保護者の生年月日	父 昭和・平成	年	月	日	母昭和・፯	平成	年	月	日
欄		自宅	()					
	連絡先	勤務先 ^{または} 携帯電話	父 ()	母	()	

	フリガナ										
児童欄	児童氏名							(平成	年	月	日生)
11株1	在籍ねりっこ クラブ名									ねりっ	っこクラブ
申	免除を 受けようとする!	1	令和	白	Ē	月から	· (令和 6	年4月以降	で申請日の	の属する月	引から対象)
請理	申請理由 (いずれかに○)		1.	生泪	5保護	を受けて	こいる。				
揖欄			2.	令和6年度の住民税が非課税の世帯である。 ※ 令和6年1月1日現在の住民登録が、練馬区以外にあった方は裏面の5番の説明を必ずお読みください。							

【記入および申請にあたって】

- 1. 裏面「免除制度について」をお読みいただき、上の記入欄を全て記入してください。
- 2. 保育料の免除は、申請書を提出された日が属する月からとなります。

	収受	令和	年	月	日	クラブ CD
佐田 ロ	受領書発行	令和	年	月	日	担当者名
練馬区	調査	令和	年	月	日	承認 生保 · 非課税
使用欄	入力	令和	年	月	日	不承認 課税 (父 ・ 母)
	決定	令和	年	月	日	猶予 未申告 ・ 非居住

令和5年度に学童クラブ・ねりっこプラスに在籍し、保育料が免除になっている方も、<u>令和6年度分は新たに申請が必要です。</u>ご注意ください。

免除制度について (ねりっこ学童クラブ・ねりっこプラス保育料)

1 免除となる方

以下のいずれかに該当する場合

- (1) 生活保護を受けている
- (2) 令和6年度住民税が非課税の世帯

2 免除期間と免除の承認

免除期間は令和6年度内の、申請書が提出された日の属する月から、免除理由が消滅するまでとなります。

なお、免除の承認は年度毎です。令和5年度に免除の承認を受けた方も新たに申請を行ってください。申請が遅れた場合、免除の開始月はさかのぼりませんのでご注意ください。

3 生活保護受給を理由とする場合

令和6年度において生活保護を受けている方が対象となります。従って令和5年度まで生活保護を受けていても、令和6年度からは生活保護を受けていない方は対象とはなりません。

年度途中で生活保護を受けることとなった場合には、申請をすれば、その月から免除となります。 また、年度途中で生活保護を受けなくなった場合には翌月から免除は受けられなくなりますので、 必ずご連絡ください。

4 令和6年度の住民税が非課税世帯であることを理由とする場合

非課税世帯とは、世帯員全員(保護者の兄弟・父母等が住民登録上で同一世帯の場合、その方も含まれます)の住民税が非課税(所得割および均等割がともに非課税)である場合です。

※ 住民税が確定するのは6月中旬以降です。非課税世帯になると思われる方は以下の提出期限までに申請をしてください。非課税世帯と判明した場合、後日、申請された月にさかのぼって免除の承認を行います。

5 住民税未申告の方

非課税世帯を理由に免除申請された方で、<u>住民税の申告をされていない方</u>については非課税の確認ができませんので、直ちに申告を行ってください。申告の方法は区役所税務課までお問い合わせください。なお、令和6年1月1日現在の住民登録が練馬区以外の方(海外にお住まいで日本に住民登録がなかった方を除く)で住民税の申告をされていない方は、令和6年1月1日に住民登録のあった区市町村までお問い合わせください。

※ 非課税の確認ができない場合は、不承認となる場合があります。

6 審査結果の通知について

申請の可否については表面に記載された住所に郵送により通知します。 初回の結果通知は住民税の決定が6月中旬のため、7月初旬から中旬になります。 可否が決定されるまでの間は保育料の支払いが一時猶予されます。免除申請をしているのに納付 書がお手元に郵送された場合、可否の結果通知が到着するまでお手元に保管してください。

※ 免除にならなかった場合は、猶予となっていた月からの保育料をさかのぼって納めていただく 必要がありますので、ご了承ください。なお、生活保護の受給を理由に申請を行う場合、審査の 結果、不承認となった後に免除事由が発生した場合は、再度申請していただく必要があります。 免除となるのは、再申請した月からとなります。

問い合わせ 練馬区教育委員会事務局子育て支援課放課後対策第一係(5984)1519

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

書類の提出先 各ねりっこ学童クラブ

子育て支援課放課後対策第一係(区役所・本庁舎 10 階)

提出期限 免除を受けようとする月の末日までにご提出ください。